相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市美並町大原三一九番地、最後の住所埼玉県春日部市備後東三丁目五番四号　被相続人　亡　小森　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

事務所埼玉県春日部市中央一丁目五一番地一二ハルキヤビル二階春日部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大里　定則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市上泉町一一二三番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区元町一丁目三一番二号　被相続人　亡　黒﨑たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番二号駒崎ビル二〇三村井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村井　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市東吉田七二四番地、最後の住所千葉県船橋市東船橋四丁目一一番一九号パルク一〇一号　被相続人　亡　福井　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階千葉市民協同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金一丁目五番地一号、最後の住所東京都府中市清水が丘三丁目八番地の一五　被相続人　亡　森田　房子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市本町四丁目一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小寺　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金ビル三階　相続財産管理人　司法書士　山口　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区中幸町一丁目三五番地の一、最後の住所川崎市幸区幸町三丁目五九九番地　被相続人　亡　源原　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

川崎市川崎区榎町一番一号　川崎センタービル六階　川崎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊池　博愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市保田二八四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

新潟県新発田市富塚町一丁目二四番一七号三浦法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三浦　三厳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市名和町吹付六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　門前　雅昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

愛知県半田市柊町一丁目二一五番地の一一　相続財産管理人　弁護士　山本　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県可児市緑六丁目一九番地、最後の住所愛知県豊川市東曙町五七番地ルチラスB棟二〇二　被相続人　亡　松岡　史郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

愛知県豊田市小坂本町一丁目八番七号ベルトピア豊田　相続財産管理人　弁護士　田中　伸明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市藤山台七丁目一二番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　矢野　和豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十八日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目三番一号ライオンズビル丸の内三階　旭合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川口　正広

平成23年度決算公告　平成24年6月28日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

タフ・ムーン・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	579
	固定資産	7,623,828
	合計	7,624,407
負債及び本店勘定の部	流動負債	926,322
	固定負債	6,697,975
	本店勘定	108
	剰余金	1
	当期未処分利益	1
	合計	7,624,407

平成23年度決算公告　平成24年6月28日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

タフ・アース・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	579
	固定資産	7,623,828
	合計	7,624,407
負債及び本店勘定の部	流動負債	926,322
	固定負債	6,697,975
	本店勘定	108
	剰余金	1
	当期未処分利益	1
	合計	7,624,407

平成23年度決算公告　平成24年6月28日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

タフ・ビーナス・リース・リミテッド

日本における代表者　武者　智宏

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,178
	固定資産	1,872,823
	合計	1,883,001
負債及び本店勘定の部	流動負債	248,686
	固定負債	1,634,212
	本店勘定	108
	剰余金	△5
	当期未処理損失	5
	合計	1,883,001